

さいたま市立東仲町保育園民間移管に伴う運営事業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市公立保育所民間移管に伴う運営事業者選定委員会条例(令和7年さいたま市条例第46号)第1条第2項の規定に基づき、事業者の選定を行う保育所(さいたま市保育所条例(平成13年さいたま市条例第175号)第1条に規定するさいたま市保育所をいう。以下「保育所」という。)ごとに設置する委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる保育所)

第2条 この要綱の対象となる保育所は、さいたま市立東仲町保育園とする。

(名称)

第3条 第1条の委員会の名称は、さいたま市立東仲町保育園民間移管に伴う運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)とする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、さいたま市立東仲町保育園の民間への移管に係る事業者が選定される日限り、その効力を失う。